

議案第三三號

特別會計一時借入金に関する件

昭和三十年度特別會計三朝町国民健康保険支出予算並に同直営診療所支出予算内の支出に充当するため次の通り一時借入することができ

る

- 一 借入金額 貳百萬圓以内
- 一 借入先 大蔵省 郵政省 山陰合同銀行 扶桑銀行 町内農業协同組合

鳥取県町村取済恩給組合 鳥取県国民健康保険団体連合会

昭和三十年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和三十年三月廿一日議決

三朝町議会議長 天 野 廉

原案可決

